

押印の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則を公布する。

令和3年9月15日

京都市教育委員会
教育長 稲田新吾

京都市教育委員会規則第1号

押印の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則

(京都市文化財保護条例施行規則の一部改正)

第1条 京都市文化財保護条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2号様式注以外の部分, 第3号様式注以外の部分, 第4号様式注以外の部分, 第5号様式注以外の部分, 第6号様式注以外の部分, 第7号様式注以外の部分, 第8号様式注以外の部分, 第9号様式注以外の部分及び第10号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改め, 「。記名押印又は署名」及び「㊟」を削る。

第12号様式注以外の部分及び第13号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改め, 「(記名押印又は署名)」及び「㊟」を削る。

第14号様式注以外の部分, 第16号様式注以外の部分, 第17号様式注以外の部分, 第18号様式注以外の部分及び第20号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改め, 「。記名押印又は署名」及び「㊟」を削る。

(京都市教育委員会職員住宅使用規則の一部改正)

第2条 京都市教育委員会職員住宅使用規則の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第2号様式中「印」を削る。

(京都市立学校の学校医, 学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 京都市立学校の学校医, 学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第14条中「次の表に掲げるところによる」を「教育長が定める」に改め, 同条の表を削る。

第1号様式から第17号様式までを削る。

(京都市博物館の登録に関する規則の一部改正)

第4条 京都市博物館の登録に関する規則の一部を次のように改正する。

第2号様式, 第4号様式及び第5号様式中「印」を削る。

(京都市教職員の給与に関する規則の一部改正)

第5条 京都市教職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

第63条の見出し中「押印」の右に「又は署名」を加え、同条中「押印しなければ」を「押印し、又は署名しなければ」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、教育委員会が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(教育委員会事務局総務部総務課)